

経営指標等の推移

(単位:千円)

項目	期別	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
経常収益		2,246,488	2,142,924	2,213,145	2,079,840	2,498,203
経常利益		305,246	73,499	246,617	80,273	70,234
当期純利益		283,062	109,025	236,353	74,874	63,947
預金積金残高		181,471,496	172,386,653	170,055,291	164,875,320	159,000,468
貸出金残高		102,138,327	104,108,063	104,185,772	102,815,253	103,272,802
有価証券残高		36,878,572	33,975,041	31,374,076	28,500,143	25,544,215
総資産額		196,776,048	184,304,581	178,749,972	172,992,531	166,951,672
純資産額		8,080,760	7,414,075	7,707,353	7,153,643	6,975,943
自己資本比率		8.69%	8.81%	8.92%	9.91%	10.37%
普通出資総額		565,426	564,001	555,921	549,936	528,582
普通出資総口数		565,426口	564,001口	555,921口	549,936口	528,582口
組合員数		33,605人	32,862人	32,162人	31,479人	29,082人
普通出資に対する配当金 (配当率)		8,518(1.5%)	8,464(1.5%)	8,451(1.5%)	8,308(1.5%)	8,009(1.5%)
優先出資総額		1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
優先出資総口数		100,000口	100,000口	100,000口	100,000口	100,000口
優先出資に対する配当金 (配当率)		21,000(0.7%)	24,000(0.8%)	24,000(0.8%)	24,000(0.8%)	24,000(0.8%)
職員数		168人	160人	159人	156人	152人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る対応方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融（以下「マネロン等」といいます）を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン等対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン等対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン等に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン等対策に関する方針）・手続（マネロン等対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン等対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

コンプライアンス態勢の強化

“けんしん”は、コンプライアンスを経営方針の一つとして位置づけ、法令・内部規則に則った事務の取扱いを常に点検・指導しています。

コンプライアンス態勢

信用組合の業務は、中小企業等協同組合法をはじめとして民法・会社法など各種法律に基づいて行われています。

特に金融機関は社会的に公共性が高く、金融業務において顧客情報の厳正な取扱い、犯罪収益移転防止法の徹底等多くの遵守すべき法令・ルールがあり、お客様の保護が図られています。

そこで当組合は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営方針の一つとして位置づけ、組合全体に法令等遵守を徹底する態勢を整えており、総務部が法令・内部規則に則った事務の取扱いを常に点検・指導しております。

また、法令等遵守に係る役職員研修・実践を重ねることにより、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、お客様の信頼性向上に努めております。

コンプライアンスの基本方針

1.社会的責任（CSR）と公共的使命

当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者等お客様の金融の円滑化に努め、地域経済の活性化を図り健全な社会生活の発展に貢献します。

2.信頼の確保

- (1) 当組合は、法令やルールを厳格に遵守し、その業務に努めます。
- (2) 当組合は、誠実・公正な行動により、質の高い金融サービスの提供に努めます。

3.経営の透明性の確保

当組合は、正確な経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図り、社会に評価される透明な経営に徹します。

4.人間尊重の精神

当組合は、お客様の個人情報等保護や全職員の人権等、あらゆる人の人権を尊重した対応をします。

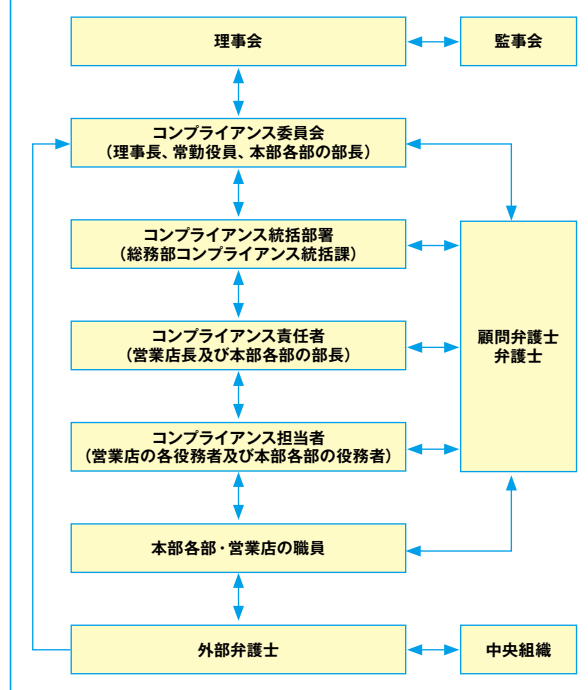
5.環境問題と社会貢献活動への取り組み

当組合は、環境保全に寄与するとともに地域社会の発展のため積極的に取り組みます。

6.反社会的勢力との決別

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、警察等関係機関と連絡を密にし、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。

コンプライアンス体制



反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1.組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2.外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3.取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4.有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5.資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。